

施行 : FAX ・ メールBOX		令和 7 年 6 月 18 日
報道機関 各位		
東御市からのお知らせ		
タイトル	東御市国民健康保険自己負担限度額適用区分の誤りによる高額療養費等過支給について	
日 時		
場 所		送信枚数 1 枚(本書含む)
【内容】		
海外からの転入者がいる国民健康保険被保険者世帯について、高額療養費等の自己負担限度額の適用区分に誤りがあり、高額療養費等の過支給がございました。		
●概要		
1 月 1 日時点で日本国内に居住していない海外からの転入者が国民健康保険の被保険者であった場合、高額療養費等の自己負担限度額適用区分について、課税世帯の区分を適用すべきところ、非課税世帯の区分を適用していたため、高額療養費並びに入院時食事療養費の過支給が発生しました。		
●該当世帯数・過大支給額 (過去 5 年間、現時点で判明しているもの)		
1 世帯、34,412 円		
●今後の対応		
過大に支給した世帯に、個別に謝罪と説明を行った上で、返還をお願いしていきます。		
●再発防止策		
適切な法令制度の解釈に努め、対象となる海外からの転入者について関係部署との連携を強化し、再発防止に努めます。		
【問い合わせ先】		
担当部課 : 東御市 市民生活部 市民課		担当者 : 上条
TEL : 0268-75-8810	FAX : 0268-63-6908	E-mail : kokuho-nenkin@city.tomi.nagano.jp